

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
資金管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の資金計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等について必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における資金管理業務とは、資金計画、資金調達、資金運用、資金管理報告等、資金取引に関する全ての業務をいう。

(善管注意義務)

第3条 資金管理業務に携わる者は、法令及び規程の定めに従い、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

第2章 資金管理方針

(資金管理方針の作成)

第4条 会長は、安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な資金管理方針を作成しなければならない。

2 会長は、前項の資金管理方針を作成し、またはこれを変更する場合は、常務理事会の審議及び理事会の議決を経なければならない。

第3章 資金計画

(年次資金繰計画)

第5条 会長は、資金計画（以下「年次資金計画」という。）を資金管理方針に従って作成しなければならない。

2 会長は、前項の年次資金計画を作成する場合、常務理事会の審議及び理事会の議決を経なければならない。

3 年次資金計画を見直す必要が生じた場合、会長は前項に準じた手続きを行なければならない。

(四半期資金計画)

第6条 財務担当理事は、前条の年次資金計画をもとに、資金管理方針に従って、爾後3ヶ月間にわたる四半期ごとの資金計画（以下「四半期資金計画」という。）を作成しなけ

ればならない。

第4章 資金調達

(長期資金の調達)

第7条 会長は、年次資金計画及び四半期資金計画（以下「資金計画等」という。）に基づき、資金管理方針に従って、長期借入金の借り入れにより期間1年超の資金調達を行うことができる。

2 資金調達にあたっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、効率的な資金調達を行わなければならない。

3 会長は、前2項により資金調達を行う場合、償還計画を作成し、常務理事会の審議及び理事会の議決を経るものとする。償還計画の実施が困難となり、当該計画を変更する場合も、同様とする。

4 資金調達を行った場合は、各事業年度終了時に、償還の実施状況を常務理事会及び理事会に報告するものとする。

(短期資金の調達)

第8条 会長は、資金計画等に基づき、資金管理方針に従って、短期借入金の借り入れにより期間1年以内の資金調達を行うことができる。

2 資金調達にあたっては、条件、商品特性、調達期間等を比較検討し、効率的な資金調達を行わなければならない。

3 会長は、前2項により資金調達を行う場合、償還計画を作成し、常務理事会の審議及び理事会の議決を経るものとする。償還計画の実施が困難となり、当該計画を変更する場合も、同様とする。

(担保の手続き)

第9条 会長は、資金調達を行うため、本協会の重要な資産を担保に供する場合、常務理事会の審議及び理事会の議決を経なければならない。

第5章 資金管理実績の報告

(資金管理の報告)

第 10 条 財務担当理事は、年次資金計画に基づく資金管理の実績を会長に報告するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、令和元（2019）年 5 月 26 日から施行する。